

新型コロナウイルス感染症対応に係る
危機管理調整費の執行状況（見込み）について

令和2年度2月補正予算計上分（10億円）
及び令和3年度2号補正計上分（40億円）

○危機管理環境部

飲食店に対する営業時間短縮要請協力金 （飲食店の営業時間短縮要請に伴う協力金の支給に要する経費）	(4,000,000千円)
---	---------------

○未来創生文化部

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） （低所得のひとり親世帯に対し生活支援を行う給付金に要する経費）	(144,000千円)
--	-------------

計 4,144,000千円

飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う協力金の支給について

全国的に新型コロナウイルスの感染が再び拡大する中、本県においても、4月に入り一月で最多となる200人を上回る感染者が確認され、「飲食の場」を介したクラスターが多発するなど「新たなフェーズ」を迎えており、さらなる感染拡大を防止するため、飲食店に対する、営業時間短縮要請を決定したところであり、この要請に応じる飲食店に対して協力金を支給する。

(1) 要請期間 4月16日(金)0時～5月5日(水)24時(20日間)

※ 5月5日以前にとくしまアラートが「感染観察・強化(ステージⅠ)」になれば、その時点で終了。

(2) 対象地域 県内全域

(3) 要請内容 ① 営業時間は「5時から21時」まで
 ② 酒類提供は「20時」まで

(4) 協力金 ① 前年度等の1日当たり「売上高」に応じた支給額
 (1) 売上高7.5万円以下/日 ⇒ 3万円/日
 (2) " 7.5万円超～
 25万円以下/日 ⇒ 4万円/日
 (3) " 25万円超/日 ⇒ 5万円/日
 ② 時短実施の確認方法
 (1) 申請時に「誓約書」と実施を証明する
 資料(写真等)を提出
 (2) 県職員が店舗を巡回し、実施状況を確認

(5) 事業費 40億円

(6) その他 問合せ窓口として「コールセンター」を開設

「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、食費等による支出の増加の影響を勘案し、給付金を支給する。

なお、支給予定日までに間がなく、早急に手続きを開始する必要があることから、財源は危機管理調整費を活用する。

1 支給対象者

県内町村（県福祉事務所管内）に住所を有する以下の「ひとり親世帯」

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

2 給付額

児童1人あたり5万円

3 事業費の総額

144,000千円

[	内訳：給付金	140,000千円
	事務費	4,000千円

4 国庫負担10／10（国の予備費活用）

5 スケジュール

①の対象者

4月分の児童扶養手当支給日（5月11日）に合わせて申請不要で支給

②・③の対象者

申請のあった方から順次支給